# 学校部活動の地域連携・地域移行に係る説明会及び講演会 報告

- 1 趣 旨 国や県の方針を説明するとともに、実践例について共有し、各市町村担当課と情報共有を図ることで、学校部活動の地域連携・地域移行を円滑に進める。
- 2 主 催 和歌山県教育委員会
- 3 日 時 令和6年1月23日(火)10時30分から15時30分まで
- 4 会場 海南 nobinos (ノビノス) ノビノスホール
- 5 対象者 市町村教育委員会部活動担当者、市町村スポーツ主管課担当者等 <午後の講演会>上記各担当者及び学校関係者や地域スポーツ指導者等



#### ①【解説】

和歌山県学校部活動及び地域クラブ活動の在り 方等に関する方針について 県教育庁生涯学習局スポーツ課 指導主事 中岡 曉紀

#### ②【発表】 教育行政の実践例

かつらぎ町立中学校における部活動の地域移行について かつらぎ町教育委員会 教育長 池田 八主雄 氏





#### ③【発表】 校長の実践例

今後の部活動の在り方について 上富田町立上富田中学校 校長 小川 裕史 氏

#### ④【講演会】

今求められる学校部活動の地域連携・地域移行 ~持続可能な体制整備に向けたビジョンとミッション~ 環太平洋大学 教授 友添 秀則 氏





#### 出席者へのアンケートより抜粋

#### <主な感想>

- ・ 受け皿の運営団体や実施主体の説明が分かりやすかった。
- ・ とても有意義な説明会、講演会でした。教えて頂いたことを共有し、前に進めて行かなければと思いました。
- ・ 地域移行をしていく中で、お互いが納得する仕組みづくりが必要である。現場からの声を より多く聞く必要性と、現場の認識度合がまだまだ甘いと思う。
- 国からの抽象的な発言に伴い、現場も困惑している部分も否めない。
- ・ このまま何もしなければ、部活動の持続可能性は赤信号だと感じた。地域の特性に合った、 また、保護者、教師、生徒、地域のニーズに応じた形を考えることが必要だと感じた。

# <今後、和歌山県で中学生年代の豊かなスポーツ・文化芸術環境を整備していくために、必要

#### だと感じることについて>

- ・ 教員と地域の連携に対して、両者が「win win」の関係を作らなければ、今後の改善はない と思っている。
- ・ 中学生を指導したい、指導しても良いと考えてくれる地域人材。中学生を受け入れてくれる地域クラブも必要かと思います。
- 人材バンクに登録があれば指導者を探しやすくなると思いました。
- ・ 教員や地域の考え方や意識の変化。
- ・ 大きなシステムづくりという視点で、教育、スポーツ振興、文化振興、まちづくり等の多様 な視点と連携が必要なのかなと思います。
- ・ 他市町村との連携が必須ですが、距離の問題をどう解決するのか考えている。平日の移行 も視野に入れて考えていかないと、選手と保護者の理解がなかなか得られないことが挙げら れます。
- 指導者の確保(指導者資格保有)
- ・ 保護者の認識
- 学校(教員)の理解
- ・ 行政(県、市町)が方向性を定める事
- ・ 市町村での協議
- コーディネーターの育成・確保
- スポーツビジネスの確立
- 熱意ある人材



#### 〈質問事項への回答(主催者より)>

#### Q1 コーディネーターの役割とは、どのようなものか。

A 関係者との連絡調整・指導助言等を行うことや、地域スポーツクラブ活動の運営団体・実施主体と中学校の連絡調整・安全管理、指導者の派遣管理等が役割としてあります。県内の実証事業において、コーディネーターが、顧問と地域の指導者や学校間の連携を円滑に進めるなど、新たな地域クラブの受け皿となる運営団体を確保するために活動されている事例があり、非常に重要な役割を果たされています。

#### Q2 地域クラブでの指導者に対する報酬について、行政側の支援はどのようなものがあるか。

A 現在は、国の委託事業である「地域スポーツクラブ活動体制整備事業」により、実証事業が、全国的に行われています。国の実証事業の「事業費」において、指導者への諸謝金、旅費、賃借料、消耗品費、会議費、印刷製本費、通信運搬費、雑役務費、保険料等が対象経費となっています。

#### Q3 県立中学校に関して地域連携・地域移行をどのように進めていくのか。

A 県立中学校の設置者である和歌山県教育委員会と各県立中学校関係者が協議の上、進めていくことになります。県立中学校の所在地である自治体とも、連携を図りつつ、地域にとってよりよいモデルを提案できるよう進めていきます。

#### 04 地域移行を進める中で、保護者への説明が必要になるが、よりよい周知の方法はないか。

A 今後、周知理解は県としても、取り組むべき事項だと考えています。県関係者が、市町村や学校等を訪問して説明することも可能ですが、市町村単位で取り組まれる際には、スポーツ庁が設置している「地域スポーツクラブ活動アドバイザー事務局」を活用することもできます。

上記事務局は、運動部活動の地域連携や地域移行に向けた環境の一体的な整備に向けて、 自治体への支援を目的に設置されており、各自治体からの相談や問い合わせを受け付け、相 談内容や地域の実情に応じ、地域スポーツクラブアドバイザーによる助言・支援等を実施しています。

希望がある市町村を各アドバイザーが訪問し、講演や実践報告を行う事業を依頼することも可能です。

# Q5 地域連携・地域移行を進めていく中で、学校、行政、地域スポーツ団体それぞれが行わなければならないこと。また、具体的な流れについて教えてほしい。

A 県では、国のガイドラインに基づき「和歌山県学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に 関する方針-生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動の実現を目指して-」を策定し、県スポーツ課のHPに公開予定です。方針の中では、県や市町村等の役割等を明記していますので、 HP 等でご確認ください。また、方針(冊子)は、県内市町村教育委員会、県立学校、関係団体 等へ配布予定です。

#### Q6 指導者資格取得にかかる費用等に関する課題解決を望むがいかがか。

A まず、指導者資格については、子供たちの安全安心なスポーツ環境を維持するためにも必要なものであると考えています。現状は、実費負担であり、現在のところ資格取得にかかる 支援等の予定はありません。

国の委託事業を受諾している市町村においては、指導者資格取得に係る対象経費として支出することが可能です。 (下記 Q16参照)

#### Q7 全国的一律、あるいは県内一斉に中学校の部活動を止める、禁止することはできないのか。

A 現在ある学校部活動をすべて同時に地域へ移行することは、地域の実情として難しいと想 定されるため、それぞれの地域や学校の実情に応じて、方向性をご検討いただきたいです。

#### <会場での質疑応答事項>

#### Q8 市町村担当者 B (上富田中学校小川校長へ)

教職員の意識改革をどのように進められたのか、また、今後学校現場から行政に求められていることはどのようなことが考えられるか、お聞かせいただきたい。

A まずは、部活動のガイドラインを遵守することの必要性を伝え、その中で、生徒と教職員 のワークライフバランスを確保できることを共有しました。

次に、学校単位での部活動ではなく、地域単位へ活動が展開されていくことが求められていることなど、国の方向性を伝えながら、学校の方向性を教職員に伝達し取組を進めていきました。

現場が行政に求めることとして、まちづくりの視点を持った市町村の方向性を示していく ことが求められていると考えます。校長のリーダーシップで地域移行を進めることができま すが、やはり行政との連携は必須になります。今後、行政が学校への発信を増やしていくこ とが大切ではないでしょうか。

# Q9 学校部活動の地域連携・地域移行に係る推進協議会委員(中体連代表者から池田教育長へ) かつらぎ町の発表で、今後の課題に、「中体連への登録の障壁」とあるが、具体的にはどのような課題があったのか教えていただきたい。

A 中学校体育連盟に地域クラブを認定いただくための申請期間が昨年度よりも時期が早く、 慌てて対応することがありました。地域クラブを創設するためには、指導者等と準備を進め る中で時間が必要であったために、このような点を課題として挙げました。しかし、日頃か ら中体連には、地域クラブの受け入れに対して感謝しています。

#### ※ 中体連代表者

申請期間は、中学校体育連盟の共催大会である4月の大会に間に合うことを前提とした設定になっていることをご理解いただきたい。

#### Q10 市町村担当者 C(友添氏へ)

#### まず始めに休日の地域移行を進めることになったのは、どのような背景があるのか。

A 休日の方が、指導者や生徒が移動あるいは活動しやすいことが挙げられます。しかし、地域によって特性があると考えるため、平日から地域移行を進めた方がよい地域においては、平日から取り組んでいただければと思います。最適解は地域にあり、「指導者が動きやすい」であるとか、「生徒が移動しやすい」など地域が取り組みやすい方法で進めていくことが大切です。

#### Q11 市町村担当者 C (友添氏へ)

当自治体でも、部活動指導員を任用しているが、今後休日の活動においても活用を検討する上で、何か留意点はあるか。

A 部活動指導員は、自治体の会計年度任用職員なので部活動指導員の立場で地域クラブの指導に当たることはできない現状があります。ただし、個人として指導に当たることはできます。地域連携・地域移行の移行期にあたり、部活動指導員を地域クラブの指導者にどのようにつなげていくのかについての制度化は、国の対応が必要だと考えます。

# Q12 学校関係者 D(友添氏へ)

地域で活動するクラブ中に学校施設内で起こった生徒間トラブルへの対処は、教師が対応 することになってしまわないか。どこからどこまでが、地域クラブの管轄、又は教師の仕事 となるのかを心配する教員の声があるが、どのように考えるべきか。

A 活動の主体が地域クラブである以上、けがやトラブルへの対処の責任は地域クラブにあると言えます。しかし、教師が生徒から地域クラブでの悩みを相談されるとなると、対応しないわけにはいかない現状もでてきてしまうことが考えらます。

そのような場合、まずは学校で話を聞くが、その後、地域クラブ担当者や保護者に状況を 伝える手順を想定すると、学校と地域クラブはお互いの立場を理解しつつ、連携を密にする ことで不安を解消することはできるのではないでしょうか。

# Q13 総合型地域スポーツクラブ関係者 E (友添氏へ)

活動費と指導者の確保が心配だ。最終的に学校の部活動が地域へ展開されるとなると、参加者の費用負担がでてくる。現状ボランティアでの指導者が多い現状である。今後、地域で育った生徒が、指導者として戻ってきてくれるような循環が生まれるであろう10年後までに、財政的な支援についてはどのようなものがあるか。

A 行政主体、地域主体でクラウドファインディングに取り組んでいる事例がある。また、企業版ふるさと納税を活用している事例があります。ですが、この事例がすべての自治体に当てはまるとは言い切れません。現状は、活動資金など様々な支援が行えるよう、システム作りを行っている段階です。総合型地域スポーツクラブの指導においてもボランティアで支えられていることが多いが、この現状をいつまでも続けてよいわけではない。例えば toto の財源を活用するなどがあるが、今後公的な援助の財源をどのように確保するのかについて、検討が必要だととらえています。

#### Q14 学校関係者 F (友添氏へ)

地域移行を進める中で、近隣校まで距離がある立地条件の場合に、生徒の平等性を保った 地域移行ができるのか心配する声がある。都市部ではなく、過疎地での地域移行について助 言いただきたい。

A ICT を活用した取組の事例や指導者を巡回バスで各地域を巡回させる方法が事例としてあります。生徒に対して明らかに公平性を保てない状況は避けなければいけません。そのために、どのようなことができるか、行政を含め考えていく必要があります。

#### Q15 総合型地域スポーツクラブ関係者 G (友添氏へ)

地域移行を進めるにあたり、指導者資格の取得が課題となっている。学校の部活動において、教師が指導に当たり、中体連の大会へ出場する場合は、指導者資格は求められていないが、地域クラブの指導者として、中体連への登録するためには JSPO の指導者資格を保有していることが条件となっている。

地域で受け皿を作り、教師を地域クラブの指導者として迎える際に、その教師が資格を保有していないために、資格を取得する必要がある。JSPO の共通資格を取得するためには、数万円の費用が必要になる。地域スポーツクラブとして、資格取得をお願いすることは、教師にとっても地域スポーツクラブとしてもハードルが高いと感じている。その中で、JSPO に代わる指導者資格などがあるのか知りたい。

A 指導者資格に関しては、どこが支払うのか悩ましいところです。その中で、国の委託事業では、県または市町村が、指導者の研修システムのスキームを作ることに対しては、補助金を支出することができます。

クラブ側や、中体連側の各担当者が中学生の立場で物事を考えたときに、「地域のスポーツ (文化芸術)体制を整えるためには何が必要か」を解決策としないといけないのではないで しょうか。

# Q16 国の委託事業である「地域スポーツクラブ活動体制整備事業」には、指導者の質の確保 のための研修の開催費用や指導者資格の取得推進とあるが、こちらは、JSPO の専門資格取 得の補助対象となるのか教えていただきたい。

#### A (事務局が回答)

国の委託事業である「地域スポーツクラブ活動体制整備事業」の令和5年度事業において、 指導者資格取得に関する支出ができるのは、事業に必要であると思われる資格に限り支出で きるとされています。

なお、地域スポーツ団体等の和歌山県中学校体育連盟への認定要件は、20歳以上の指導者のもと、「(公社)和歌山県体育協会加盟の競技団体に登録している団体であること。」、「和歌山県スポーツ少年団本部に登録している団体であること。」、「総合型地域スポーツクラブにおいては、当該競技種目における(公財)日本スポーツ協会公認の指導者資格を有する指導者が配置されていること。」、「県内市町村や教育委員会、学校が主体となり、部活動の地域移行を目的にした地域スポーツ団体等であること。」のいずれかを満たしていることとしています。